

概要版

龍ヶ崎市
男女共同参画基本計画

平成21年2月
龍ヶ崎市

計画の策定にあたって

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

1. 計画策定の趣旨

日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが、国際連合など国際社会における取り組みと連動しながら進められています。

今後、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など急速な時代の変化の中で、すべての市民が安心していきいきと暮らしていくためには、龍ヶ崎市の地域特性を生かした「男女共同参画社会」の形成を重要課題と位置づけ、これまでの取り組みを踏まえつつ、更なる推進を図ることとします。

2. 龍ヶ崎市における条例、計画

【平成10年3月】

「龍ヶ崎市女性プラン～いまから、いまこそ。～」(計画期間は平成20年度まで。以下、「女性プラン」とします。)の策定

【平成14年4月】

「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」の施行

3. 「女性プラン」から「男女共同参画基本計画」へ

「女性プラン」はその表題からも伺えますが、男女共同参画社会の実現を女性の視点から目指しており、女性の地位向上や女性行政の推進などの取り組みといった面に重点が置かれていました。

その後、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定や、平成14年の龍ヶ崎市男女共同参画推進条例の施行など、男性と女性が社会の対等な構成員として参画する「男女共同参画」の取り組みが進められてきました。このことから、今回の改定にあたっては、「女性プラン」という表題を「男女共同参画基本計画」に改め、女性の視点に特化しない、男女双方向の視点に基づく内容の計画としました。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間としますが、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

計画の基本理念・体系

計画の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行・慣習の是正
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調
- ⑥生涯にわたる女性の健康維持

(龍ヶ崎市男女共同参画推進条例における6つの基本理念とします。)

基本目標Ⅰ

男女の人権を尊重する社会の構築

- 【主要課題1】男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し
- 【主要課題2】男女間のあらゆる暴力の根絶
- 【主要課題3】生涯を通じた男女の健康支援
- 【主要課題4】男女平等を推進する教育・学習の充実
- 【主要課題5】メディアにおける人権の尊重



基本目標Ⅱ

あらゆる分野に参画する機会の確保

- 【主要課題1】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 【主要課題2】家庭における男女共同参画の促進
- 【主要課題3】地域社会における男女共同参画の促進



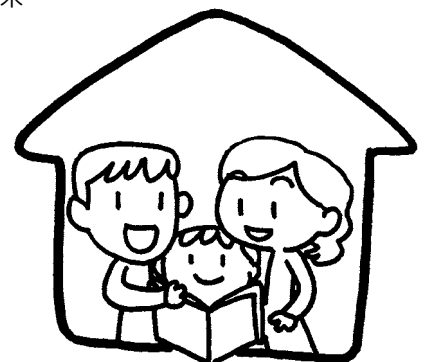
基本目標Ⅲ

家庭生活における活動と他の活動の両立

- 【主要課題1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*1の推進
- 【主要課題2】雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 【主要課題3】男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

*1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要であるとされています。

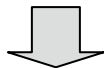


基本計画

基本目標

施策の方向

基本目標Ⅰ 男女の人権を 尊重する社会の構築



【主要課題1】

男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し

- ①市広報や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実
- ②市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進

【主要課題2】

男女間のあらゆる暴力の根絶

- ①男女間のあらゆる暴力の予防
- ②被害当事者支援体制の充実

【主要課題3】

生涯を通じた男女の健康支援

- ①男女の心身の健康の保持・増進のための支援
- ②妊娠・出産等に関する健康支援

【主要課題4】男女平等を推進する教育・学習の充実

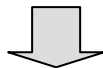
- ①家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実
- ②学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実

【主要課題5】メディアにおける人権の尊重

- ①メディアにおける男女の人権尊重の推進
- ②メディア・リテラシー*1の向上の促進

*1 メディア・リテラシー
情報を主体的に読み解き、自ら発信し使いこなせる能力のこと

基本目標Ⅱ あらゆる分野に 参画する機会の確保



【主要課題1】

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①審議会等における女性参画の拡大
- ②市役所、事業所等における女性職員の登用
- ③女性のエンパワーメント*2のための情報提供

*2 エンパワーメント

力をつけること。自らの意識と能力を高めて、その人らしい力をもった存在になること。

【主要課題2】

家庭における男女共同参画の促進

- ①男性の家庭生活への参画の促進
- ②事業所等への広報・啓発



【主要課題3】地域社会における男女共同参画の促進

- ①男女が共に参加する地域活動の促進
- ②女性リーダー、ボランティアの育成

基本目標Ⅲ 家庭生活における 活動と他の活動の両立



【主要課題1】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取り組み方法の検討

【主要課題2】

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ①男女雇用機会均等の促進
- ②就職、能力向上に対する支援
- ③自営業（農業・商業等）における男女共同参画の促進



【主要課題3】男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

- ①仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進
- ②子育て支援の充実
- ③高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

お問い合わせ先

龍ヶ崎市 環境生活部 市民協働課 市民協働推進グループ（男女共同参画担当）

〒301-8611 龍ヶ崎市3710

TEL：0297-64-1111（内線382・383） FAX：0297-60-1583

メールアドレス：kyoudo@city.ryugasaki.ibaraki.jp